

# 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業に関する利用者の推計

本計画において、教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の利用者の推計と提供体制を設定することが「子ども・子育て支援法」で定められています。

## ◆教育・保育

教育・保育施設等	対象の認定区分	利用者推計(人)					利用者推計に対する提供体制の確保
		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	
幼稚園・認定こども園	1号認定	859	871	860	857	838	利用実績や市民ニーズに応じた市立幼稚園の再編・統合についての検討を進めるとともに、教育・保育の質を高める取組みを推進していきます。
保育所・認定こども園及び地域型保育事業	2号認定	734	744	735	732	716	既存施設の保育定員の見直しや拡充等により、2号・3号認定子どもの定員の拡大を図ります。
	3号認定	539	523	518	516	514	

### 認定区分

- 1号認定 ■ 満3歳以上で保育を必要としない就学前の子ども
- 2号認定 ■ 満3歳以上で保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども
- 3号認定 ■ 満3歳未満で保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども

## ◆地域子ども・子育て支援事業(利用実績に基づき提供体制を見直し、大きく変化するもの)

事業名	事業の内容	今後の取組み
放課後児童健全育成事業(放課後児童会)	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校児童を対象に、放課後に適切な遊びや生活の場を与え、健全な育成を図ります。	放課後児童会を安全に提供するため、利用状況に応じて提供体制を確保するとともに、支援員等の確保に引き続き努めます。併せて、民間の協力も得ながら、地域の受け皿を構築する取組みを進めます。また、放課後児童会以外の放課後の居場所づくり事業との連携も深めながら、地域課題として量の見込みに応じた確保方を展開していきます。
乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん訪問事業)	生後4か月までの乳児のいる家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や相談支援、養育環境の把握を行います。	引き続き、助産師や保健師が、生後4か月までの乳児のいるすべての家庭に訪問し、子育て支援に関する情報提供や相談支援、養育環境等の把握を行います。

## 計画の推進に向けて

庁内の様々な部局間との横断的な連携・調整を図り、子ども・子育て支援にかかる施策・事業を推進するとともに、計画に基づく施策・事業の実施状況等についての点検、評価を毎年実施するとともに、必要な取組みを追加するなどPDCAサイクルにより計画を推進します。

また、地域における子ども・子育て支援に関する各主体の様々な取組みとの連携、協力、支援を積極的に進めることで、計画の推進体制の充実を図ります。

### 発行元

発行日/令和2年3月  
 発行者/大阪狭山市 子育て支援グループ  
 住所/〒589-8501 大阪狭山市狭山一丁目2384番地の1  
 TEL/(072)366-0011(代表)



## 概要版

### 第2期 大阪狭山市

# 子ども・子育て支援事業計画

## さやまっ子のびのびプラン

## 計画策定の趣旨

大阪狭山市では、子ども・子育て支援法に基づき、令和2年度から5年間で計画期間とする「第2期大阪狭山市子ども・子育て支援事業計画(さやまっ子のびのびプラン)」を策定し、子育て家庭が安心して子育てに取り組めるよう、子どもと子育てに関する総合的な施策を推進します。

## 基本理念

### 「ともに育ち ともに支え 一人ひとりが輝くまち」の実現

#### 基本理念の考え方

これからの“おおさかさやま”を支える子どもたちが健やかに育つことは、市民みんなの願いでもあります。保護者が子育てについて第一義的な責任を担い、安心して子どもを育てられるように、地域全体で子どもや子育てを温かく見守り、支えることが大切です。

「人」や「自然」とのふれあいのなかで、心豊かな子どもを育てていくとともに、子育てを通じて保護者、市民一人ひとりがともに成長し、子どもも大人もいきいきと輝くまちをめざします。

#### 基本的な視点

##### 子どもを大切にす視点

かけがえない命をもつ一人の人間として、子どもの人権は尊重されなければなりません。子どもの能力や可能性などを最大限に伸ばし、子どもたちが自分らしく育っていけるよう、子ども一人ひとりを大切にします。

##### 保護者の主体的な力を高める視点

子どもが幸せになるためには、まず保護者が幸せであることが大切です。愛情をもって楽しく子育てができるよう、親として成長することを支えます。

##### みんなで子育てを応援する視点

社会を構成する様々な主体が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深めることが不可欠となります。まちぐるみで子どもや子育て家庭を温かく見守り互いに支え合えるよう、子育てをみんなで応援します。

# 基本目標



## 基本目標 1 子どもが心豊かに育つように

これからの社会を担う子どもたちが、豊かな心を持ち、個性や創造性を発揮しながら、自分の夢や希望に向かって生きていけるような環境づくりが必要です。

子どもの個性や権利が尊重される社会づくりを進めるとともに、子どもの健やかな発達に向けて、乳幼児期の重要性や特性を踏まえた質の高い教育・保育を安定的に提供します。

また、責任感や規範意識など、社会の一員として必要な自覚と資質を身につけた子どもの育成を図ります。さらに、他人を思いやる心、感動する心など豊かな人間性とたくましく生きる力を育むために、体験的・実践的な学習や活動を中心とした教育環境・地域環境の充実を図ります。



## 基本目標 2 楽しく子育てができるように

親になる喜びとともに、子育てや子どもの成長に喜びや楽しさが実感できるように、安心して子どもを生み、子どもを育てていくことが必要です。

子どもや子育て家庭がおかれている状況や地域の実情を踏まえ、妊娠・出産期からの継続的かつ多様な子育て支援の一層の充実を図ります。また、家族全体で協力して子どもを育てられるよう、家庭における子育て力の向上をめざします。

## 基本目標 3 子育てを見守り支え合えるように

このまちで子どもを生みたいと思い、子どもたちがこのまちで生まれ育つ喜びを感じることができるよう、社会を構成する様々な主体がそれぞれの役割を果たしながら、地域全体で子育てを見守り支えていくことが必要です。

子育てをしながら安心して働くことができる環境づくりを進めるとともに、地域コミュニティのなかで子どもを育てることができるよう、地域における子育て力の向上を図ります。また、親子が安心して暮らせるまちづくりを進め、地域及び社会全体が、子育て中の保護者に寄り添い、支えることを通じて「子どもの最善の利益」が実現される社会をめざします。



# 計画の体系



## 基本理念 「ともに育ち ともに支え 一人ひとりが輝くまち」の実現

